# 第 21 回　横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会

日時　令和６年 11 月 28 日（木）15:30 ～ 17:00
場所　市庁舎 18 階会議室（みなと９）

次　第　（案）

１　開会

２　議事

(1)　第 12 回 横浜・人・まち・デザイン賞 地域まちづくり部門について（審議）

(2)　その他

３　閉会

資料

（資料１）　横浜・人・まち・デザイン賞の概要
（資料２）　第 12 回 横浜・人・まち・デザイン賞 スケジュール（案）
（資料３）　第 12 回 横浜・人・まち・デザイン賞 地域まちづくり部門の進め方（案）
（資料４）　第 12 回 横浜・人・まち・デザイン賞 募集に関する広報について（案）
（参考資料１）　横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会要綱
（参考資料２）　横浜まちづくり顕彰事業実施要綱
（参考資料３）　横浜まちづくり顕彰事業実施細目
（参考資料４）　第 12 回デザイン賞審査様式一式

## ■横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会委員　名簿

令和６年 11 月時点

| | 氏　名 | 現　　職 | |
|---|---|---|---|
| 委員 | 片岡（かたおか）　公一（きみかず） | ㈱山手総合計画研究所代表取締役 | 指名委員 |
| | 加藤（かとう）　功甫（こうすけ） | 特定非営利活動法人 Connection of the Children 代表理事 | 専門委員 |
| | 高村（たかむら）　典子（のりこ） | 市民（公募委員） | 指名委員 |
| | 田邊（たなべ）　寛子（ひろこ） | まちひとこと総合計画室代表 | 専門委員 |
| | 室田（むろた）　昌子（まさこ） | 東京都市大学名誉教授 | 指名委員 |

（五十音順、敬称略）

| | | |
|---|---|---|
| 事務局 | 古檜山（こびやま）　匡和（まさかず） | 都市整備局地域まちづくり部長 |
| | 村瀬（むらせ）　亮二（りょうじ） | 同　地域まちづくり課担当課長 |
| | 大嶽（おおたけ）　洋一（よういち） | 同　地域まちづくり課担当係長 |

資料１

## ■ 横浜・人・まち・デザイン賞の概要

地域の個性を生かした魅力あるまちづくりを推進する目的で、昭和 60 年から「横浜まちづくり功労者賞」及び「横浜まちなみ景観賞」を実施し、平成 11 年度からは「横浜・人・まち・デザイン賞（まちづくり活動部門、まちなみ景観部門）」に統合し、３回実施しました。その後、両部門の根拠となる条例制定の検討に伴い募集を休止していましたが、条例の制定・関連要綱の施行を受けて、平成 20 年度に、５年ぶりに再開しました。

現在「横浜・人・まち・デザイン賞」は隔年で行われており、魅力あるまちづくりへの貢献が認められる活動を対象とした「地域まちづくり部門」と都市景観の創造や保全に寄与したまちなみを構成する建築物等を対象とする「まちなみ景観部門」の２部門で実施しています。市民公募によるものの中から、「地域まちづくり部門」は横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会、「まちなみ景観部門」は横浜市都市美対策審議会表彰広報部会の選考に基づいて市長が表彰を決定しています。

**【第 11 回の実績】**

(1) 応募期間

令和５年５月１日～６月 30 日

(2) 応募状況

地域まちづくり部門：31 通（選考対象 25 件）

まちなみ景観部門　：52 通（選考対象 45 件）

| 応募方法 | | 応募を知った場所 | |
|---|---|---|---|
| ハガキ | 7 | 市役所 | 8 |
| 電子申請 | 18 | 区役所 | 2 |
| メール | 2 | 学校 | 3 |
| 庁内推薦 | 4 | 地域ケアプラザ | 2 |
| 計 | 31 | 新聞・雑誌 | 2 |
| 推薦方法 | | リーフレット | 2 |
| 自薦 | 11 | ホームページ | 1 |
| 他薦 | 20 | 友人・知り合いから | 11 |

(3) 顕彰及び表彰の選考案件

ア　地域まちづくり部門：７件（活動の主体である団体８、活動を支援した個人または団体 15）

イ　まちなみ景観部門：４件

(4) 表彰式

令和６年５月 22 日（横浜市庁舎１階アトリウム）

▲記念写真（地域まちづくり部門）

▲パネル展示

▲鈴木都市整備局長からの表彰状授与

▲表彰対象案件紹介

資料１別添

明日をひらく都市
OPEN × PIONEER
YOKOHAMA

横　浜　市　記　者　発　表　資　料

令　和　６　年　５　月15日
都市整備局地域まちづくり課
都 市 整 備 局 景 観 調 整 課

# 第11回 横浜 人 まち デザイン賞

## 表彰式を開催します！

横浜・人・まち・デザイン賞は、魅力あるまちづくりをより広く進めていくことを目的として、横浜市内での地域まちづくりに関して特に著しい功績のあった活動や、都市景観の創造や保全に寄与したまちなみを構成する建造物等を表彰するものです。

このたび別紙に記載した地域まちづくり部門７件、まちなみ景観部門４件を表彰するため、次のとおり「第 11 回横浜・人・まち・デザイン賞表彰式」を開催します。

### 第11回横浜・人・まち・デザイン賞表彰式

**１　日時**
令和６年５月22日（水）14時 30分から 15 時 45分まで（13 時 45分受付開始）

**２　会場**
横浜市庁舎　１階　アトリウム（横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10）
（みなとみらい線「馬車道」駅１C 出入口直結、JR・市営地下鉄「桜木町駅」徒歩約３分）

**３　内容**
14 時 30 分～　　開会、各部門の表彰対象紹介
15 時頃～　　表彰状授与
（都市整備局長から各受賞団体へ表彰状を授与します）

※当日、取材いただける場合は、令和６年５月21日（火）17時までに下記、景観調整課のお問合せ先まで御連絡ください。

**＜過去の横浜・人・まち・デザイン賞表彰式の様子＞**

▲　記念撮影（まちなみ景観部門）

▲　記念撮影（地域まちづくり部門）

**＜パネル展＞**

日時：令和６年５月23日（木）～28日（火）まで

場所：横浜市庁舎　１階　展示スペースB（横浜市中区本町６丁目50番地の10）
（みなとみらい線「馬車道」駅１C 出入口直結、JR・市営地下鉄「桜木町駅」徒歩約３分）


| お問合せ先 | | |
|---|---|---|
| 〔地域まちづくり部門〕都市整備局地域まちづくり課担当課長 | 村瀬　亮二 | Tel　671-2665 |
| 〔まちなみ景観部門〕都市整備局景観調整課長 | 立石　孝司 | Tel　671-2006 |


【別紙あり】

# 地域まちづくり部門　表彰対象一覧

| 表彰対象活動【活動場所】 | 受賞者 |
|---|---|
| 日本一小さい!?ローカルメディア「かんだいじナビ」【神奈川区神大寺周辺】<br> | （活動団体）かんだいじナビ |
| | （支援賞）大場知幸<br>（「Le mitron pains ル・ミトロン」創業者） |
| | （支援賞）塚原泉<br>（神奈川区地域づくり大学校総合ファシリテーター） |
| | （支援賞）神大寺地区自治連合会 |
| | （支援賞）片倉地区連合自治会 |
| | （支援賞）NPO法人まち×学生プロジェクトplus |
| 関内外OPEN！【中区関内・関外地区】 | （活動団体）関内外クリエーターズ |
| | （活動団体）公益財団法人横浜市芸術文化振興財団 |
| | （支援賞）関内まちづくり振興会 |
| | （支援賞）関内桜通り振興会 |
| 森ラボ【旭区上白根町、横浜動物の森公園、里山ガーデン保全林】 | （活動団体）GROUP創造と森の声 |
| | （支援賞）沢田清美<br>（にいはるびじゅつ主催） |
| 産学官協働によるLINKAI横浜金沢の魅力発信と地域コミュニティの創出【金沢区臨海部（LINKAI横浜金沢）を中心とした周辺地域】 | （活動団体）NPO法人Aozora Factory |
| | （支援賞）一般財団法人横浜金沢産業連絡協議会 |
| | （支援賞）横浜市金沢団地協同組合 |
| | （支援賞）横浜市立大学 |
| | （支援賞）関東学院大学 |
| NPO法人森ノオト【青葉区全域】 | （活動団体）NPO法人森ノオト |
| | （支援賞）中里北部連合町内会 |
| 舞岡公園自然体験施設（文化体験施設併用）の維持管理【戸塚区舞岡町】 | （活動団体）NPO法人　舞岡・やとひと未来 |
| ヨコハマ海洋市民大学【中区を中心とした横浜市全域】 | （活動団体）ヨコハマ海洋市民大学実行委員会 |
| | （支援賞）海岸通アーバニズムラボ |
| | （支援賞）NPO法人HamaBridge濱橋会 |

※支援賞は、活動の主体となる団体の取組を支援した個人、または団体を表彰するものです。
※敬称略

【裏面あり】

| まちなみ景観部門　表彰対象一覧 | |
|---|---|
| **表彰対象景観【所在地】** | **受賞者** |
| まちに開かれた空間を持つ<br>十日市場センター地区<br>【緑区十日市場町】 | 〈クレールレジデンス横浜十日市場〉<br>（事業者）東急不動産株式会社 |
| | 〈グレーシア横浜十日市場〉<br>（事業者）相鉄不動産株式会社<br>（事業者）伊藤忠都市開発株式会社<br>（シェア共用部企画デザイン監修）株式会社オンデザインパートナーズ |
| | 〈クレールレジデンス横浜十日市場・グレーシア横浜十日市場〉<br>（設計者）株式会社東急設計コンサルタント<br>（施工者）株式会社フジタ |
| PortPlus大林組横浜研修所<br>【中区弁天通】 | （建築主・施工者）株式会社大林組 |
| | （設計者）大林組一級建築士事務所 |
| 金沢八景権現山公園と旧円通寺客殿<br>【金沢区瀬戸】<br> | （事業者）横浜市 |
| | （調査・設計・工事監理）株式会社建文 |
| | （造園設計）株式会社農村・都市計画研究所 |
| | （造園設計）株式会社アトリエ福 |
| | （造園工事）堀江造園株式会社 |
| | （造園工事）井原造園株式会社 |
| | （建築工事）馬淵建設株式会社 |
| | （管理棟施工者）土志田建設株式会社 |
| 久右衛門邸 KYUEMONTEI<br>【戸塚区名瀬町】 | （事業者）一般社団法人AOH |
| | （設計者）2.5architects一級建築士事務所 |
| | （監修・施工者）株式会社民建 |

# 第 12 回 横浜・人・まち・デザイン賞　スケジュール（案）

資料２

| 地域まちづくり部門 | まちなみ景観部門 |
|---|---|
| ◎地域まちづくり推進委員会表彰部会<br>［令和６年 11 月 28 日(木)］<br>・第 12 回の方針・スケジュール等を審議 | ◇都市美対策審議会表彰広報部会<br>［令和６年 11 月 29 日(金)］<br>・第 12 回の方針・スケジュール等を審議 |

↓

◎地域まちづくり推進委員会表彰部会・都市美対策審議会表彰広報部会 合同部会
［令和７年１月 29 日(水)］

↓

○募集［令和７年５月～６月］
・応募はがき又はウェブページからの電子申請による応募　・自薦、他薦は不問、複数の応募も可

↓

| | |
|---|---|
| ○地域まちづくり推進委員会<br>［令和７年５月～６月］・表彰部会委員選任 | |
| ◎表彰部会［令和７年７月］<br>・部会長専任　・審査の流れ確認　・応募状況報告 | |
| ○活動調査等［令和７年７月～８月］<br>・活動団体及び関係区局に調査を実施し、９月上旬に調査票等を各委員へ送付 | ◇都市美対策審議会（親会）［令和７年８月］<br>・表彰広報部会委員選任 |
| ◎一次選考［令和７年９月～10 月］<br>・各委員の評価を基に 10 団体程度の選考を行う | ◇まちなみ景観部門案件調査等<br>［令和７年８月～10 月］<br>・事務局で案件調査を行い、応募案件の個票を作成<br>・個票を各委員へ送付 |
| ○活動調査等［令和７年 11 月～12 月中旬］<br>・地域まちづくりの活動状況の調査を事務局で実施し、調査票等を作成<br>・12 月中旬に活動調査 | ◇都市美対策審議会表彰広報部会<br>現地視察［令和７年 12 月上旬］ |
| ◎地域まちづくり推進委員会表彰部会（二次選考）<br>［令和７年 12 月下旬～令和８年１月上旬］ | ◇都市美対策審議会表彰広報部会<br>本審査［令和７年 12 月中旬］ |

↓

○表彰対象決定・公表［令和８年２月～３月頃］
・両部門の選考終了後、市長が表彰対象を決定し、３月頃結果を公表（記者発表・ホームページ等）

↓

| | |
|---|---|
| ○地域まちづくり推進委員会に選考結果を報告<br>［令和８年３月（予定）］ | ◇都市美対策審議会に選考結果を報告<br>［令和８年３月（予定）］ |

↓

◎表彰式（選考委員出席）［令和８年５月頃］

資料３

# 第 12 回 横浜・人・まち・デザイン賞 地域まちづくり部門の進め方（案）

★：第 10 回デザイン賞から実施している内容

| | |
|---|---|
| 応募期間 | 令和７年５月１日～６月 30 日（２か月間） |
| 顕彰対象<br>（募集対象） | **（横浜まちづくり顕彰事業実施要綱第２条第２号）**<br>● 横浜市内における地域まちづくりであること。<br>【横浜市地域まちづくり推進条例第２条第１項第３号】<br>地域まちづくり　安全で快適な魅力あるまちを実現するために行う市街地の整備又は保全その他の地域の環境の維持又は保全の取組をいう。<br>● おおむね３年以上の取組実績があること。 |
| 表彰対象 | **（横浜まちづくり顕彰事業実施細目第５条第２号）**<br>● 地域まちづくり活動の主体である団体　【本賞】<br>● 活動を支援した個人または団体　【支援賞】<br><br>**（横浜まちづくり顕彰事業実施細目第２条第２項第２号）**<br>● 次については顕彰対象から除外する。<br>➢ 地域まちづくり部門については、過去において、横浜まちづくり功労者賞、及び横浜・人・まち・デザイン賞まちづくり活動部門又は地域まちづくり部門を受賞したもの<br>➢ 法令、例規等に違反しているもの<br>➢ その他顕彰対象としてふさわしくないと認められるもの |
| 応募方法 | ● 応募はがき、又はウェブページからの電子申請による応募★<br>● 自薦、他薦は不問、複数の応募も可 |
| 選考基準 | **（横浜まちづくり顕彰事業実施細目第３条第２項）**<br>① 地域の魅力向上や、課題を見出して解決につながっている活動<br>② 熱意をもって主体的に取り組まれている活動<br>③ 多様な地域住民に開かれ参加・参画している活動<br>④ 活動の独創性、地域資源（人、空間など）を生かした活動<br>⑤ 継続性・発展性・波及効果が見られる活動<br><br>※第 11 回の際に選考基準を改正、第 10 回までの選考基準は以下の通り<br><br>① 公共性（地域社会への貢献）が評価されるもの<br>② 積極性が評価されるもの<br>③ 地域住民等の幅広い参加や他団体との連携が評価されるもの<br>④ 今後の活動の継続性・発展性が評価されるもの<br>⑤ 創意工夫が評価されるもの |

裏面あり

## ＜選考方法＞二段階選考★

### １　募集【令和７年５月～６月】

### ２　部門の振り分け等について【募集終了後】

・ 錯誤と認められる案件については本人に確認のうえ、事務局で振り分けを行います。
・ 両部門の応募状況について、部会委員に情報提供します。【７月の表彰部会】

### ３　一次選考に向けた活動調査等【７月～８月】

・ 活動団体及び関係区局に調査を実施し、調査票を作成します。
・ 調査票Ａ（団体作成）及び照会票（関係区局作成）を委員にメールで共有します。

### ４　調査票を基にした書類審査による一次選考【９月～10 月】

・ 調査票Ａ及び照会票により、各委員が５段階評価で採点し、採点結果を事務局にメールで送付します。
・ 事務局は、委員からの採点結果を集計。採点の合計から 7～8 団体程度の選考案を作成し、委員あてにメールで共有します。
・ 各委員は、選考案についてメールで意見交換し、一次選考結果を確定させます。
・ 一次選考結果が確定しない場合は、部会長と事務局で調整した結果について、各委員に共有し、一次選考結果を確定させます。
・ 一次選考を通過した団体に対し、委員から団体への質問を、事務局で集約します。

### ５　二次選考に向けた活動調査等【11 月～12 月】★

・ 事務局が団体へヒアリング調査等を行います。
・ ヒアリング時に、事務局から団体へ支援賞の説明を行います。
・ 団体が作成した支援賞推薦票に基づき、事務局が支援賞対象案件の調査を実施します。

### ６　表彰部会における二次選考【12 月下旬～令和８年１月上旬】

・ 審査資料及びヒアリング内容を共有した後、委員の意見交換により審議を進めます。
・ 委員一人５票を限度に投票し、委員の過半数の得票（３人以上の支持）がある活動を表彰対象として選考します。（例年、６団体を選考）
・ 顕彰対象の活動を支援した個人又は団体について、支援賞として選考します。

資料４－１

# 第 12 回 横浜・人・まち・デザイン賞 募集に関する広報について（案）

## （１）記事掲載先

※____下線：新規

| 広報内容 | 時期（予定） | 備考 |
|---|---|---|
| 記者発表 | 令和７年４月下旬 | PR TIMES（配信サービス） |
| 横浜市ホームページ | 令和７年５～６月 | |
| 広報よこはま「はま情報」 | 令和７年５月 | |
| 神奈川新聞「市民の広場」 | 令和７年５月上旬 | |
| テレビ神奈川「ハマナビ」<br>※お知らせコーナー | 令和７年５月上旬 | |
| 雑誌等 | 令和７年５月上旬 | タウンニュース |
| メールマガジン | 令和７年５～６月 | 地域まちづくり課「ヨコハマ人・まち」、市民活動支援センターメルマガ |
| Twitter、Facebook 等 | 令和７年５～６月 | |
| スマートニュース（アプリ） | 令和７年５～６月 | |

## （２）募集リーフレット・ポスター配布先

| 広報内容 | 時期（予定） | 備考 |
|---|---|---|
| 区役所、行政サービスコーナー等 | 令和７年５月 | |
| 市内地域まちづくり活動団体 | 令和７年５月 | 地域まちづくり組織、まち普請整備団体等 |
| 市内建設関係の業界団体 | 令和７年５月 | 神奈川県建築士事務所協会、神奈川県建築士会等、横浜建設業協会 |
| 市内大学<br>市立中学校・小学校 | 令和７年５～６月 | 大学 29 校（大学・都市パートナーシップ協議会）<br>市立小 335 校・中学校 144 校 |
| 中間支援組織 | 令和７年５～６月 | 区民活動支援センター、社会福祉協議会、まちづくり支援団体、地域ケアプラザ、緑の協会等 |
| まちづくりコーディネーター | 令和７年５～６月 | |
| PR ボックス | 令和７年５～６月 | 鉄道駅等に設置 |

## （３）その他

| 広報内容 | 時期（予定） | 備考 |
|---|---|---|
| 図書館にて広報パネル展示 | 令和７年５～６月 | |
| 市庁舎低層部デジタルサイネージ | 令和７年５～６月 | 第 10 回募集時より |

資料４
別添１

第11回 横浜

# 人まち デザイン賞

ヨコハマ
おすすめの
“活動”や“景観”
大募集！

**ヒトがいる**
**マチがある**
**ハマになる**

魅力的なまちをめざして取り組む
市民によるまちづくり活動や、
まちの個性となる景観を
表彰します。

**市役所、区役所、地区センター等で配布している募集リーフレットの応募はがき**
**電子申請、または電子メール**(tb-dshou@city.yokohama.jp)**で応募してください。**

電子申請フォーム

応募はコチラ

**応募締切**
2023年
**6月30日(金)**

**問合せ先**

**地域まちづくり部門**
市民が自ら主体となって、創意工夫し、地域まちづくりを推進している活動を募集します。
活動の主体となる団体と、その取組を支援した個人または団体を表彰します。
[横浜市都市整備局地域まちづくり課] Tel:045-671-2696　Fax:045-663-8641

**まちなみ景観部門**
地域の個性と魅力をつくりだしている「まちなみ」や「建造物」を募集します。景観づくりに
貢献した事業者、設計者、施工者などを表彰します。
[横浜市都市整備局景観調整課] Tel:045-671-3470　Fax:045-550-4935

掲載写真の詳細はこちら

資料４
別添２

## 地域まちづくり部門

■ 活動の名称

■ 応募・推薦理由

■ 活動団体の連絡先

名称：　　電話番号：

住所：〒

メールアドレス：

■ 活動概要（他薦の場合は分かる範囲でご記入ください）

| ❶いつから | ❷どこで |
|---|---|
| ❸何をして | ❹どのような効果がある |

切り取り

## まちなみ景観部門

※写真を添付する場合は電子申請での応募をお願いします。

■ 景観の名称

■ 応募・推薦理由

■ 対象の所在地

区　　町

■ 付近の案内図（応募・推薦したい場所が分かるようにご記入ください）

### 第10回　横浜・人・まち・デザイン賞
### ［地域まちづくり部門］表彰事例

❶みんなでつくるコミュニティ農園「ミソノガーデン」（鶴見区）
❷地域の多職種連携による見守りネットワーク事業（鶴見区）
❸お年寄りにやさしい街 六角橋 ～オレンジプロジェクト～（神奈川区）
❹美しが丘100段階段プロジェクト（青葉区）
❺地域で子どもを育てる～子どもの体験活動と大人の学び支援～（青葉区）
❻こどもたちの手で大人と一緒に住み続けられるまちづくり（横浜市内を中心に神奈川県全域）

### 第10回　横浜・人・まち・デザイン賞
### ［まちなみ景観部門］表彰事例

❶馬場花木園と旧藤本家住宅（鶴見区）
❷藤棚デパートメント（西区）
❸横浜ベイコート倶楽部 ホテル＆スパリゾート／ザ・カハラ・ホテル＆リゾート 横浜（西区）
❹横浜市役所の水辺テラスとさくらみらい橋（中区）
❺元町パークレット（中区）
❻UNIQLO PARK 横浜ベイサイド店（金沢区）
❼YOKOHAMA BAYSIDE BLUE（西区～中区）

問合せ先　地域まちづくり部門　横浜市都市整備局地域まちづくり課　Tel：045-671-2696　Fax：045-663-8641
まちなみ景観部門　横浜市都市整備局景観調整課　Tel：045-671-3470　Fax：045-550-4935

# 第11回 横浜 人まち デザイン賞

ヨコハマ おすすめ “活動や景観” 大募集！

**募集期間** 2023.5/1(月)～6/30(金)

ヒトがいる
マチがある
ハマになる

魅力的なまちをめざして取り組む
市民によるまちづくり活動や、
まちの個性となる景観を
表彰します。

# 地域まちづくり部門

あなたのおすすめの“地域まちづくり”の活動を教えてください。
市民が自ら主体となって、創意工夫し、地域まちづくりを推進している活動を募集します。
活動の主体となる団体と、その取組を支援した個人または団体を表彰します。

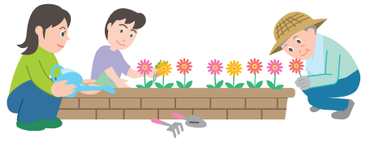

## 地域まちづくりってどんなもの？

市民が主体となって行う安全で快適な魅力あるまちを実現するための取組が地域まちづくりです。
※下記はまちづくりの一例です。分野問わずに様々な活動を教えてください。

**例❶：子育て支援**

〈街の家族運営委員会〉
子育て世代がつながる居場所の取組など。地域で子育てを支える活動が広がります。

**例❷：まちの魅力向上**

〈美晴台の道に愛称をつける会〉
まちの魅力をサインや看板で知らせる取組など。地域自慢を共有し、活用が広がります。

**例❸：環境形成（緑化）**

〈湘南桂台みどりの会〉
緑化活動を通じた地域活性化の取組など。まちの緑や人のつながりがさらに広がります。

**例❹：防災・防犯活動**

〈鶴見区市場西中町まちづくり協議会〉
地域の特徴に沿った防災・防犯活動など。課題を共有して助け合う活動が広がります。

**例❺：見守り活動**

〈オレンジプロジェクト実行委員会〉
お年寄りの方の孤立を防ぐ取組など。元気な暮らしを支え合う取組が広がります。

**例❻：移動支援**

〈下和泉地区交通対策委員会〉
地域で暮らしやすい移動手段を確保する取組など。住民の活動範囲が広がります。

### 第10回受賞活動の例

● **みんなでつくるコミュニティ農園「ミソノガーデン」（鶴見区）**

**【受賞者コメント】**
土を耕し野菜を育て採れたものをみんなで食べる…そんなシンプルな活動のなかにたくさんの気づきがあります。道ゆく人が花壇の花を愛で、写真を撮ったり「何を育てているの？」と会話が始まります。子どもたちの笑い声も響いています。いのちも資源も循環している…活動を通じて未来に美しく豊かな環境を残していきたいと思っています。

▲芋掘りの様子

**選考の視点**

- 地域の魅力向上や課題解決につながっている活動
- 熱意をもって主体的に取り組まれている活動
- 多様な人が参加・参画している活動
- 活動の独創性、地域資源（人、空間など）を生かした活動
- 継続性・発展性・波及効果がみられる活動

※選考は上記すべての視点の総合評価で行います。

横浜市地域まちづくり推進条例に基づき、横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会が選考します。

# まちなみ景観部門

あなたのおすすめの“まちなみ”や“景観”を教えてください。
個性と魅力にあふれ、地域から愛着をもたれているような景観を募集します。
景観づくりに貢献した事業者、設計者、施工者などを表彰します。

## まちなみ景観ってどんなもの？

歴史を感じる建物や工作物、新たな賑わいを生む建物や広場、自然環境の保全・活用、身近で愛着のある場所、そしてそれらが組み合わさってできた街並みを指します。
※下記はまちなみ景観の一例です。これらに限らず、様々なまちなみ景観を教えてください。

**例❶：建築物**

〈横浜ベイクォーター（神奈川区金港町）〉
うねるように海に張り出した開放的なテラスが、新しい海辺の景観を創り出しています。

**例❷：工作物**

〈霞橋（中区新山下）〉
古くなって架け替えられた跨線橋を、運河にかかる橋として移設し、再利用しています。

**例❸：広場空間**

〈みなまき　みんなのひろば（旭区柏町）〉
駅と街を結ぶ場所に作られた、緩やかな段状の広場。街の「玄関」になっています。

**例❹：水と緑**

〈辺渕橋下流の水辺拠点（栄区上郷町）〉
河川と公園が一体になってできた水辺の空間。地域住民の意見を生かして整備されました。

**例❺：賑わい**

〈THE BAYS ＆中区役所別館（中区日本大通）〉
日本大通り沿いに作られたオープンカフェが、横浜公園からの海辺への賑わいを生み出しています。

**例❻：歴史的建造物**

〈ストロングビル（中区山下町）〉
新築された高層ビルの低層部に、戦前の事務所ビルのファサードを再現し、街並みを整えています。

### 第10回受賞景観の例

● **元町パークレット**

**【受賞者コメント】**
来街者の「休憩できる場所が欲しい」という声に応え、ベンチと植栽が一体となった滞留空間としてパークレットを設置しました。パークレットはサンフランシスコ発祥と言われ、車道の一部をパブリック空間として利用するもので、元町では歩行者天国の時にパラソル、夜は照明で雰囲気ある空間を創出し、来街者の憩いの場としています。

▲横浜元町ショッピングストリート内

**選考の視点**

- 地域の個性と魅力にあふれた新しい都市景観の創造に寄与しているもの
- まちの活性化に寄与し賑わいのある都市景観を形成しているもの
- 歴史的なまちなみや自然景観の保全に寄与しているもの
- 横浜らしさの演出に寄与しているもの
- 都市景観と環境や福祉への配慮などの先進的な取組が調和しているもの

※選考は上記の視点に限らず魅力ある都市景観の創造に関するものかの評価で行います。

横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例に基づき、横浜市都市美対策審議会表彰広報部会が選考します。

# 応募・推薦方法

**応募はがき**
必要事項をご記入のうえ切手を貼らずにポストへ投函してください。

**電子申請**
右記の二次元コードや市のホームページからアクセス可能です。

**電子メール**
tb-dshou@city.yokohama.jpまではがきと同様の事項を記載のうえお送りください。

電子申請フォーム

これまでの受賞作品をホームページ上で紹介しています！

**応募上のご注意**

- ■自薦、他薦は問いません。
- ■過去に「横浜まちづくり功労者賞」、「横浜まちなみ景観賞」又は「横浜・人・まち・デザイン賞」で表彰されたものは、選考の対象外です。
- ■ご応募いただいた情報や写真は、紙面やホームページ等で使用することがあります。
- ■案件の内容により、選考部門を調整する場合がありますので、ご了承ください。
- ■ご提供いただいた個人情報は、案件に関するご連絡以外の目的には使用いたしません。
- ■募集対象や選考スケジュール等の詳細はホームページをご覧ください。

郵便はがき

料金受取人払郵便

横浜港局
承認
9070

差出有効期限
令和5年6月30日まで

2 3 1 - 8 7 9 0

005

横浜市中区本町6丁目50番地の10
横浜市都市整備局景観調整課
横浜・人・まち・デザイン賞事務局　行

地域まちづくり部門

■ 応募者氏名　　どちらかに○をつけてください　自薦　他薦
※応募者の氏名を活動団体へ伝える場合があります。

■ 応募者住所　〒

■ 応募者電話番号

今回の募集をどこで知りましたか
1. 市役所　2. 区役所　3. 学校　4. その他公共施設（具体的に　　）
5. 新聞・雑誌　6. ホームページ　7. 友人・知り合いから　8. その他（　　）

この賞があることを知っていましたか
1. 以前から知っていた　2. 今回初めて知った

切り取り

郵便はがき

料金受取人払郵便

横浜港局
承認
9071

差出有効期限
令和5年6月30日まで

2 3 1 - 8 7 9 0

005

横浜市中区本町6丁目50番地の10
横浜市都市整備局景観調整課
横浜・人・まち・デザイン賞事務局　行

まちなみ景観部門

■ 応募者氏名　　どちらかに○をつけてください　自薦　他薦

■ 応募者住所　〒

■ 応募者電話番号

今回の募集をどこで知りましたか
1. 市役所　2. 区役所　3. 学校　4. その他公共施設（具体的に　　）
5. 新聞・雑誌　6. ホームページ　7. 友人・知り合いから　8. その他（　　）

この賞があることを知っていましたか
1. 以前から知っていた　2. 今回初めて知った

参考資料１

# 横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会要綱

制　　定　平成 19 年 10 月 30 日　都地ま第 1237 号（局長決裁）

（設置）

第１条　横浜市地域まちづくり推進条例（平成 17 年 2 月 25 日横浜市条例第 4 号。以下「条例」という。）第 15 条に規定する表彰について審議するため、横浜市地域まちづくり推進条例施行規則（平成 17 年 9 月 15 日横浜市規則第 113 号。以下「規則」という。）第 23 条に基づき、横浜市地域まちづくり推進委員会（以下「推進委員会」という。）に表彰部会を置く。

（所掌事務）

第２条　表彰部会は、市長の諮問に応じて、次の各号に掲げる事項について審議する。

(1)　条例第１５条に基づく表彰案件の選考に関すること。

(2)　その他表彰の実施に必要な事項に関すること。

２　表彰部会は、前項の諮問に関連する事項について、市長に意見を述べることができる。

（表彰部会の組織）

第３条　表彰部会は、推進委員会の委員長が指名する委員及び市長が任命する専門委員５人以内をもって組織する。

（部会長及び職務代理者）

第４条　表彰部会に、部会長及び職務代理者１人を置く。

２　部会長は、表彰部会を代表し、会務を総理する。

３　職務代理者は、部会長の指名によって定める。

４　職務代理者は、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（表彰部会の庶務）

第５条　表彰部会の庶務は、都市整備局地域まちづくり課において処理する。

（表彰部会の運営に関する委任）

第６条　この要綱に定めるもののほか、表彰部会の運営に関し必要な事項は、部会長が表彰部会に諮って定める。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成 19 年 11 月 1 日から施行する。

参考資料２

# 横浜まちづくり顕彰事業実施要綱

（目的）

第１条　横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例（平成 18 年 2 月横浜市条例第 2 号）第 17 条及び横浜市地域まちづくり推進条例（平成 17 年 2 月横浜市条例第 4 号）第 15 条に基づき、横浜市における、地域の個性を活かした魅力あるまちづくりへの貢献が認められる「まちなみを構成する建築物等」や、「地域まちづくりの取組」を顕彰し、もってまちづくりの推進に寄与する目的で、横浜まちづくり顕彰事業（以下「顕彰事業」とする）を実施する。

（賞及び部門）

第２条　顕彰事業には、横浜・人・まち・デザイン賞を設け、まちなみ景観部門、地域まちづくり部門について実施する。

（１）まちなみ景観部門の顕彰対象として応募または推薦することができるものは、横浜市内において地域の個性を活かした魅力ある都市景観の形成に寄与している、まちなみ、建築物、工作物等で、おおむね 10 年以内に新しく造られたもの、又は歴史的建造物等再生されたものであるものとする。

（２）地域まちづくり部門の顕彰対象として応募または推薦することができるものは、横浜市内において横浜市地域まちづくり推進条例第 2 条第 1 項第 3 号に規定する地域まちづくりで、おおむね 3 年以上の取組実績のあるものとする。

（審査選考）

第３条　顕彰対象の審査選考については各部門において次の機関が行う。

（１）まちなみ景観部門の審査選考は、横浜市都市美対策審議会表彰広報部会が行う。

（２）地域まちづくり部門の審査選考は、横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会が行う。

（顕彰対象の決定）

第４条　顕彰対象は、横浜市都市美対策審議会表彰広報部会及び横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会の選考に基づき、市長が決定する。

（表彰）

第５条　顕彰対象に対する表彰は、市長が隔年１回行う。

（主催等）

第６条　本事業は、横浜市が主催し、必要に応じて趣旨に賛同する団体の協力を得て行うことができる。

（国土交通大臣への推薦）
第７条　　市長は、横浜・人・まち・デザイン賞の受賞者を、国土交通大臣が行う「まちづくりアワード＜功労部門＞」の候補者として推薦することができる。

（その他）
第８条　　この要綱の実施に関し必要な事項は、都市整備局長が別に定める。

付則
この要綱は、昭和６０年１０月２２日から実施する。
この要綱は、平成１１年１０月２５日から実施する。
この要綱は、平成１７年　４月　１日から実施する。
この要綱は、平成２０年　３月２１日から実施する。
この要綱は、平成２４年　４月　１日から実施する。
この要綱は、令和　４年　２月　７日から実施する。

参考資料３

# 横浜まちづくり顕彰事業実施細目

（趣旨）

第１条　この実施細目は、横浜まちづくり顕彰事業実施要綱（平成２４年４月１日改正。以下「要綱」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（選考の原則）

第２条　顕彰対象は、原則として民間のものとする。ただし、横浜市又はその他の行政機関等が事業者である建築物、工作物等については、市民の評価が高いと認められる場合に顕彰することができる。

２　　次については顕彰対象から除外する。

（１）まちなみ景観部門については、過去において、横浜まちなみ景観賞、及び横浜・人・まち・デザイン賞まちなみ景観部門を受賞したもの

（２）地域まちづくり部門については、過去において、横浜まちづくり功労者賞、及び横浜・人・まち・デザイン賞まちづくり活動部門又は地域まちづくり部門を受賞したもの

（３）法令、例規等に違反しているもの

（４）その他顕彰対象としてふさわしくないと認められるもの

（選考基準）

第３条　まちなみ景観部門の選考基準は、次の各号によるものとする。

（１）地域の個性と魅力にあふれた新しい都市景観の創造に寄与しているもの

（２）まちの活性化に寄与し、賑わいのある都市景観を形成しているもの

（３）歴史的なまちなみ、及び自然景観の保全に寄与し、又はそれらと調和を保っているもの

（４）横浜らしさの演出に寄与しているもの

（５）都市景観と環境や福祉への配慮などの先進的な取り組みが調和しているもの

（６）その他、優れた都市景観の形成に寄与しているもの

２　地域まちづくり部門の選考基準は、次の各号によるものとする。

（１）地域の魅力向上や、課題を見出して解決につながっている活動

（２）熱意を持って主体的に取り組まれている活動

（３）多様な地域住民に開かれ参加・参画している活動

（４）活動の独創性、地域資源（人、空間など）を生かした活動

（５）継続性・発展性・波及効果が見られる活動

（調査又は報告）

第４条　市長は審査選考のため必要があるときは、顕彰対象として応募又は推薦することができるもの状況を調査し、又はその関係者から報告を徴することができる。

（表彰対象）

第５条　表彰は、顕彰対象に関連した次に掲げるものに対して行う。ただし、法令、例規等に違反又は、表彰対象とふさわしくないと認められる物については、表彰対象としない。

（１）まちなみ、建築物、工作物等の事業者、設計者、施工者等

（２）横浜市地域まちづくり推進条例第 2 条第 1 項に規定する地域まちづくり活動の主体である団体及び当該活動を支援した個人または団体

（３）その他顕彰対象に関連するもの

（表彰方法）

第６条　表彰は、市長が行い、表彰状を授与する。

２　表彰対象に対し、記念品を贈呈することができる。

（事務局）

第７条　表彰に関する事務を処理するため、事務局を設ける。

２　事務局は、まちなみ景観部門においては都市整備局景観調整課、地域まちづくり部門においては同局地域まちづくり課に置く。

（その他）

第８条　この実施細目に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付則

この細目は、平成１１年１０月２５日から実施する。

この細目は、平成１７年　４月　１日から実施する。

この細目は、平成２０年　３月２１日から実施する。

この細目は、平成２４年　４月　１日から実施する。

この細目は、平成２５年　４月　１日から実施する。

この細目は、令和５年　４月　３日から実施する。

［様式１－１］第 12 回横浜・人・まち・デザイン賞　地域まちづくり部門
調査票 A（団体作成）

| 番号 | |
|---|---|
| 参考資料４－１ | |

※３ページ以内でまとめてください。フォントは MS 明朝で 10.5 ポイント以上としてください。別途、活動に関する資料（活動写真や団体が発行しているニュース等）をＡ４サイズで４ページ（両面の場合は２枚）まで添付できます。

## ■応募・推薦された活動について

※応募書類の内容を踏まえて記入してください。

| | |
|---|---|
| 活動の名称 | |
| 活動の区域 | |
| 活動の目的・理念 | |
| 活動を始めたきっかけ（動機・背景） | |
| 現在の活動者数 | |
| Web サイト URL | |

これまでの主な地域まちづくり活動実績（※選考対象には概ね３年以上の取組実績が必要です）

| 活動開始年月 | | 参加者数・発行部数等（イベントは主催者と参加者数とを分けて記載して下さい） |
|---|---|---|
| （活動開始から令和４年度まで） | | |
| （令和５年度） | | |
| （令和６年度） | | |

今年度の活動予定（定例の活動やイベントなど、時期・場所・内容等について記載してください）

| |
|---|
| |

裏面あり

| 番号 | |
|---|---|

| | |
|---|---|
| 地域の魅力向上や課題解決に向け、どのように取り組んだか。熱意を持って主体的・積極的に取り組んできたこと<br>(選考基準①②※) | |
| 地域住民や関連団体等・多様な主体との関わり<br>(選考基準③※) | |
| 活動の独自性や、人・空間等地域資源の活用についての工夫<br>(選考基準④※) | |
| 今後の活動計画・今後の展望と、地域に対する波及効果<br>(選考基準⑤※) | |
| 持続可能な取組のための人材育成・場所の確保・資金集めの工夫(選考基準③④⑤※) | 人材：<br>場所：<br>資金： |

※選考基準①地域の魅力向上や、課題を見出して解決につながっている活動②熱意を持って主体的に取り組まれている活動③多様な地域住民に開かれ参加・参画している活動④活動の独創性、地域資源（人、空間など）を生かした活動⑤継続性・発展性・波及効果が見られる活動

［様式１－１］第 12 回横浜・人・まち・デザイン賞　地域まちづくり部門
調査票 A（団体作成）

| 番号 | |
|---|---|

## ■活動団体について

※活動を主体的に行っている団体が複数の場合には、事務局にご相談ください。

| 団体名 | | 会員数 | 人 |
|---|---|---|---|
| 応募・推薦された活動の他にも活動がある場合、記載してください | | | |
| 表彰履歴 | | | |
| その他の情報<br>（行政との関わり等） | | | |

## ■活動区域について【位置図】

| |
|---|
| |

［様式１－２］第 12 回横浜・人・まち・デザイン賞　地域まちづくり部門
連絡票（団体作成）

| 番号 | |
|---|---|

## ■活動団体の連絡先等

| | | |
|---|---|---|
| 団体名 | | |
| 代表者名 | | |
| 事務局の所在地（住所） | | |
| 連絡先 | 住所 | |
| | 氏名 | |
| | 電話 | |
| | Fax | |
| | E-mail | |

※個人情報につきましては、今回の顕彰事務のみに使用させていただきます。

## ■横浜市ホームページ等での活動の紹介について

貴団体及び活動について、多くの皆様に知っていただくため、今後、横浜市ホームページ等で御紹介させていただきたいと考えています。御了承される項目に○（まる）を御記入ください。

| | |
|---|---|
| | 横浜・人・まち・デザイン賞を<u>受賞しなかった場合でも</u>、団体及び活動について、横浜市ホームページ等に掲載することを了承します。 |
| | 横浜・人・まち・デザイン賞を<u>受賞した場合のみ</u>、団体及び活動について、横浜市ホームページ等に掲載することを了承します。<br>（受賞しなかった場合は、掲載しません。） |

※横浜市ホームページ等の掲載について、変更がある場合は令和○年○月○日（　）までに御連絡ください。

［様式４］第 12 回横浜・人・まち・デザイン賞　地域まちづくり部門
照会票（関係区局作成）

| 番号 | |
|---|---|

参考資料４－２

以下の活動又は団体についての情報や関連資料等がございましたら、ご提供ください。
なお、審査前ですので、当該団体への連絡は行わないようにお願いします。

| | |
|---|---|
| 活動名 | |
| 団体名 | |
| 活動概要<br>(応募はがき、<br>WEB 等から転記) | |

■活動又は団体に関する情報　上記内容を確認し、各区局で把握している情報を記載してください。
また、団体に関する資料や WEB サイト等があれば提供してください。

| | |
|---|---|
| 地域の魅力向上や課題解決に向け、どのように取り組んだか。熱意を持って主体的・積極的に取り組んできたこと<br>(選考基準①②※) | |
| 地域住民や関連団体等・多様な主体との関わり<br>(選考基準③※) | |
| 活動の独自性や、人・空間等地域資源の活用についての工夫<br>(選考基準④※) | |
| 今後の活動計画・今後の展望と、地域に対する波及効果<br>(選考基準⑤※) | |
| その他の情報<br>（行政との関わり等） | |

［様式４］第 12 回横浜・人・まち・デザイン賞　地域まちづくり部門
照会票（関係区局作成）

| 番号 | |
|---|---|

| WEB サイト等 | |
|---|---|

※選考基準①地域の魅力向上や、課題を見出して解決につながっている活動②熱意を持って主体的に取り組まれている活動③多様な地域住民に開かれ参加・参画している活動④活動の独創性、地域資源（人、空間など）を生かした活動⑤継続性・発展性・波及効果が見られる活動

■事務局記入欄

| |
|---|

# 第12回横浜・人・まち・デザイン賞「地域まちづくり部門」一次選考評価表

## 【〇〇委員】

| グループに関わりがある場合は、〇または△をつけてください↓ | No. | 活動の名称 | 地域の魅力向上や、課題を見出して解決につながっている活動 | 熱意を持って主体的に取り組まれている活動 | 多様な地域住民に開かれ参加・参画している活動 | 活動の独創性、地域資源（人、空間など）を生かした活動 | 継続性・発展性・波及効果が見られる活動 | 合計点 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 0 | 【記入例】〇〇〇〇〇〇の活動 | 5 | 4 | 3 | 3 | 2 | 17 |
| | 1 | | 3 | 4 | 3 | 3 | 4 | 17 |
| | 2 | | 3 | 5 | 3 | 2 | 3 | 16 |
| | 3 | | 3 | 2 | 3 | 3 | 2 | 13 |
| | 4 | 採点記入例 | 4 | 3 | 3 | 2 | 3 | 15 |
| | 5 | | 3 | 3 | 3 | 2 | 3 | 14 |
| | 6 | | 3 | 3 | 2 | 3 | 3 | 14 |
| | 7 | | 2 | 4 | 2 | 3 | 4 | 15 |
| | 8 | | 2 | 1 | 3 | 4 | 3 | 13 |
| | 9 | | 1 | 3 | 3 | 3 | 3 | 13 |
| | 10 | | 4 | 2 | 2 | 2 | 4 | 14 |
| | 11 | | 3 | 3 | 2 | 3 | 3 | 14 |
| | 12 | | 4 | 2 | 3 | 2 | 4 | 15 |
| | 13 | | 3 | 2 | 3 | 3 | 4 | 15 |
| | 14 | | 4 | 3 | 3 | 4 | 2 | 16 |
| | 15 | | 3 | 4 | 4 | 3 | 4 | 18 |
| | 16 | | 3 | 3 | 3 | 2 | 4 | 15 |
| | 17 | | 4 | 4 | 4 | 3 | 2 | 17 |
| | 18 | | 3 | 3 | 3 | 3 | 2 | 14 |
| | 19 | | 2 | 3 | 3 | 2 | 3 | 13 |

※【5段階評価】　5点（特に優れている）、4点（優れている）、3点（標準）、2（やや劣る）、1点（劣る）　で採点

※　各委員の合計点数から、選考基準ごとに平均点を出し、基本は合計点数順で一次通過案件を選考（下図参考）

※　ただし、委員全員が5点をつけた項目がある案件については、合計点数と別に一次通過を検討

## 【集計結果】

| No. | （〇〇委員） | （〇〇委員） | （〇〇委員） | （〇〇委員） | （〇〇委員） | 【選考基準1平均】 | （〇〇委員） | （〇〇委員） | （〇〇委員） | （〇〇委員） | （〇〇委員） | 【選考基準2平均】 | （〇〇委員） | （〇〇委員） | （〇〇委員） | （〇〇委員） | （〇〇委員） | 【選考基準3平均】 | （〇〇委員） | （〇〇委員） | （〇〇委員） | （〇〇委員） | （〇〇委員） | 【選考基準4平均】 | （〇〇委員） | （〇〇委員） | （〇〇委員） | （〇〇委員） | （〇〇委員） | 【選考基準5平均】 | 各平均の合計点 | 合計点順位 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 5 | 4 | 4 | 3 | 4 | 4 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 4 | 4 | 5 | 4 | 5 | 4.4 | 4 | 5 | 4 | 4 | 5 | 4.4 | 5 | 4 | 4 | 5 | 4 | 4.4 | 22.2 | 1 |
| 2 | 4 | 4 | 3 | 3 | 5 | 3.8 | 4 | 4 | 4 | 5 | 5 | 4.4 | 5 | 4 | 4 | 5 | 4 | 4.4 | 4 | 3 | 5 | 4 | 5 | 4.2 | 4 | 5 | 4 | 5 | 5 | 4.6 | 21.4 | 2 |
| 3 | 4 | 4 | 5 | 4 | 3 | 4 | 4 | 4 | 4 | 5 | 4 | 4.2 | 4 | 4 | 3 | 4 | 5 | 4 | 4 | 4 | 4 | 5 | 5 | 4.4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 5 | 4.2 | 20.8 | 3 |
| 4 | 4 | 4 | 5 | 4 | 4 | 4.2 | 4 | 4 | 4 | 4 | 5 | 4.2 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 3 | 3 | 5 | 5 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 5 | 4.2 | 20.6 | 4 |
| 5 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 5 | 4 | 4 | 4.2 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 20.2 | 5 |
| 6 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 3 | 4 | 3.8 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 3 | 4 | 4 | 4 | 3 | 4 | 3.8 | 18.6 | 6 |
| 7 | 3 | 4 | 4 | 4 | 3 | 3.6 | 4 | 3 | 4 | 3 | 4 | 3.6 | 4 | 3 | 4 | 4 | 3 | 3.6 | 3 | 4 | 3 | 4 | 4 | 3.6 | 4 | 3 | 4 | 4 | 4 | 3.8 | 18.2 | 7 |

［様式３］第 12 回横浜・人・まち・デザイン賞 地域まちづくり部門 調査票Ｂ（事務局）

参考資料４－４

| | |
|---|---|
| 活動名 | |
| 団体名 | |
| 活動の目標、理念 | |
| 過去応募（年度） | |

■活動団体へのヒアリング内容　（一次審査通過団体に対する審査委員からの質問に対する回答と PR）

| | |
|---|---|
| 審査委員から質問<br>(1) ○○○…<br>(2) ○○○…<br>(3) ○○○…<br>(4) ○○○…<br>(5) ○○○… | |
| ２次審査に向けて、活動の PR ポイントを教えてください。 | |

■写真・参考資料

## ■活動を支援した個人または団体について

地域まちづくり活動の支援を行った個人または団体を**「支援賞」**として表彰します。

※対象とならない個人または団体

・活動団体を構成する組織やメンバー　・行政機関（市役所、区役所など）

・資金提供者　・イベントの協賛者や運営支援者（活動場所提供など）

| 活動を支援した個人または団体の名称 | 支援された期間 | 支援内容 | 支援を受けたことによる効果 |
|---|---|---|---|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

参考４－６

# 第12回横浜・人・まち・デザイン賞「地域まちづくり部門」二次選考評価表

| | | | 1回目投票 | | | | | | 2回目投票 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 順位 | NO. | 活動の名称 | ○○委員 | ○○委員 | ○○委員 | ○○委員 | ○○委員 | 結果 | ○○委員 | ○○委員 | ○○委員 | ○○委員 | ○○委員 | 結果 |
| | 1 | | ○ | | ○ | | | 2 | ○ | ○ | | | ○ | 3 |
| | 2 | | ○ | ○ | ○ | ○ | | 4 | － | － | － | － | － | － |
| | 3 | | ○ | ○ | ○ | | ○ | 4 | － | － | － | － | － | － |
| | 4 | | ○ | | ○ | | | 2 | ○ | | ○ | ○ | ○ | 4 |
| | 5 | 採点記入例 | | ○ | | ○ | ○ | 3 | － | － | － | － | － | － |
| | 6 | | | | | | ○ | 1 | － | － | － | － | － | － |
| | 7 | | ○ | ○ | | | ○ | 3 | － | － | － | － | － | － |
| | 8 | | | | | ○ | | 1 | － | － | － | － | － | － |
| | 9 | | | ○ | | ○ | | 2 | | | ○ | ○ | | 2 |
| | 10 | | | | | ○ | ○ | 2 | | ○ | | | | 1 |
| | | 各委員の持ち票（上限５） | 5 | 5 | 4 | 5 | 5 | | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | |

※　委員一人5票を限度に投票し、委員の過半数の得票（3人以上の支持）がある活動を表彰対象として選考
※　2回目投票を行う場合、委員一人の持ち票数は「選考する団体数」と同じ（記入例は上限2）